

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成30年 8月 20日

案件名	臨時・非常勤職員の職の見直し及び会計年度任用職員制度の整備について									
所管	総務	局 区	総務	部	職員	課	担当者		内線	
概要	地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、平成32年4月に非常勤特別職・臨時的任用の要件の厳格化、会計年度任用職員制度の導入、期末手当等の支給など、非常勤職員の職、勤務条件等が変更されることから、職の見直し、勤務条件等を整備するもの									
審議内容(論点)	非常勤職員の職の見直しについて 臨時的任用職員の運用の変更について 会計年度任用職員制度の整備について									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議日	関係課長会議	平成30年	7月	24日	政策調整会議	平成30年	8月	16日		
	局・区経営会議	年	月	日	政策会議	平成30年	8月	24日		
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成31年3月	定例会議	報道への情報提供		なし	
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供		部会	平成30年12月	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし					
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況			
	関係部局との調整		庁内関係各課(H29.9)		職の見直し、会計年度任用職員制度の周知					
			庁内関係各課(H29.9～10)		現行の非常勤職員に係るヒアリング					
			総務法制課		例規整備について				調整中	
	打合せ・会議の経過									
	月日	会議名等			内容					
	H29.9.12	関係課長打合せ会議			・地方公務員法及び地方自治法の改正に係る情報提供 ・課題、スケジュール等の確認					
	H30.6.20	関係課長打合せ会議			・職の在り方、勤務条件等の整備に係る進め方 ・長期財政収支への計上方法等 ・会計年度任用職員の人件費(報酬及び手当)予算の編成方法等					
備考										
政策調整会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(政策会議)			
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議、事務事業調整会議】 警察官や教員のOB、自治会推薦等により採用している職があるが、会計年度任用への切替による影響への対応は、 県警や地域に対しては、要件や公募によることを示した上で応募してもらうこととなるので、客観的な能力実証による選考の結果、任用に至らないことも有り得る。 再度の任用に当たっては、選考や試験を実施するの。 本来、任用に当たっては公募が原則であるが、勤務実績による能力実証を行い、再度同一の職に任用する。</p> <p>【政策調整会議】 こどもセンター館長や児童館長は、自治会等、地域の推薦を踏まえて選考しているなど、地域の実情に応じた運用を取っているが、今後はどうなるのか。 今までの運用は難しく、今後は公募することになるが、現場が混乱することがないように対応していく。 国が職の厳格化や勤務条件等の見直しを図る理由は、 従前から、国は各自治体に対して職の厳格化や勤務条件等の見直しを求めていたが、自治体によっては緩やかな対応を図っていたこと、処遇改善も求められていることを踏まえて、法を改正したものである。 処遇改善により、従事する業務内容を見直す必要があるのではないかと、報酬に見合った業務に従事していることをどのように検証するのか。 従事する業務については、検討が必要だと認識している。また、検証の方法として職員評価の見直しも考えている。 今回の改正による財政負担を勘案すると、市全体での賃金や報酬の削減という視点での検討も必要になるのではないかと。 職の必要性を踏まえた見直しが必要であると認識しており、国からも事務事業自体が真に必要なものか、という視点で検討するよう求められている。</p>									

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、平成32年4月に非常勤特別職・臨時的任用の要件の厳格化、会計年度任用職員制度の導入、期末手当等の支給など、非常勤職員の職、勤務条件等が変更されることから、職の見直し、勤務条件等を整備するもの

(2) 事業スケジュール

平成30年	7月～	庁議
	12月	部会説明(12月定例会議)
平成31年	2月	条例改正案、31年度当初予算案(システム改修費)の提出
	4月～	システム改修 会計年度任用職員の任用事務等の説明
	10月～	会計年度任用職員(32年度任用)の公募・選考
平成32年	2月	32年度当初予算案(人件費)の提出
	4月	新制度施行

(3) 事業経費・財源

ア 会計年度任用職員の期末手当に要する経費 5億3,000万円(29年度実績ベース)

1年度における任用期間が6月を超え、週当たりの勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員に対する期末手当(年間2.6月分)の支給に係る経費

平成29年度任用人数(会計年度任用職員への移行が想定されるもの)

非常勤一般職職員 約4,300人

非常勤特別職職員 約1,000人

イ 臨時的任用職員の見直しに要する経費 5,000万円(29年度実績ベース)

臨時的任用職員が本格的業務(常勤正規職員と同様の業務)に従事することに伴い、常勤職員と同様に給料(月額)及び手当を支給することに係る増額

ウ システム改修経費

会計年度任用職員制度の導入等に当たり、人事情報(任用情報、勤務情報等)の管理、報酬・期末手当の支給のため、職員総合情報システムを改修することに係る経費

(4) 財源確保の考え方

現在、国において財源措置を検討中。平成30年度中に影響額調査が実施される予定。

(5) 事業実施の効果

- ・法の趣旨に基づく適切な任用
- ・臨時的任用職員の運用の変更に伴う欠員、育児休業の代替措置の強化
- ・非常勤職員の処遇向上及びそれに伴う人材確保

第5回 政策会議 議事録

平成30年8月24日

1 臨時・非常勤職員の職の見直し及び会計年度任用職員制度の整備について

(説明者：総務部長)

(1) 主な意見等

期末手当の支給や処遇改善に伴い、業務内容の見直しが必要になるのではないかと、
従事する業務内容については、検討が必要であると認識している。

今回の法改正により、会計年度任用職員にも懲戒処分や政治的行為の制限などが
適用されるのか。

営利企業への従事制限がパートタイム会計年度任用職員に適用されないことを
除き、地方公務員法の服務規定が全て適用される。

地方公務員法の服務規定が適用されることや勤務条件などについては、任用前に
十分説明し理解を得られるよう、対応を図りたい。

今回の法改正に伴う対応に当たっては、それぞれの所管課と十分連携してもらい
たい。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

(3) 特記事項

なし

(報告) 城山総合事務所周辺公共施設再編方針(案)の変更について

(説明者：緑区長)

これまで行ってきた地域説明会での意見を踏まえ、城山総合事務所周辺公共施設再
編方針(案)を変更することについて報告を行った。

変更内容

城山総合事務所第2別館2階に集約化を予定していた「青少年相談センター相談指
導教室はるばやし」は、現在の建物を継続利用することとし、現在の同建物内にある
面接室のみ、城山総合事務所第2別館2階に確保する。

(1) 主な意見

なし

以 上